

鳥取県告示第396号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所  
天神川漁業協同組合  
倉吉市西倉吉町7-12
- 2 漁業権の免許番号  
共同漁業権内共第2号
- 3 認可に係る変更の内容  
天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、<u>中学生以下</u>については、この限りでない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）</td> <td>年間1,500円</td> </tr> <tr> <td>遊漁に関する行事を主催する団体</td> <td>1日限り10,000円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>75歳以上の倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町に住所を有する者（さお釣り及びたも網）</td> <td>年間3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p> <p>4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市西倉吉町7-12）又は組合が第8条第1項で定める遊漁承認証（以下「<u>遊漁証</u>」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなければな</p>	区分	遊漁料	身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間1,500円	遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り10,000円	75歳以上の倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町に住所を有する者（さお釣り及びたも網）	年間3,000円	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、<u>小学生以下及び75歳以上の者</u>については、この限りでない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>中学生</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）</td> <td>年間1,500円</td> </tr> <tr> <td>遊漁に関する行事を主催する団体</td> <td>1日限り10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p> <p>4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市西倉吉町7-12）又は組合が第8条第1項で定める遊漁承認証（以下「<u>遊漁承認証</u>」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなけれ</p>	区分	遊漁料	中学生	無料	身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間1,500円	遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り10,000円
区分	遊漁料																
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間1,500円																
遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り10,000円																
75歳以上の倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町に住所を有する者（さお釣り及びたも網）	年間3,000円																
区分	遊漁料																
中学生	無料																
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間1,500円																
遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り10,000円																

らない。

(遊漁証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

2及び3 略

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2及び3 略

ばならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証を交付するものとする。

表	
番号	
遊漁承認証	
住所	
氏名	
生年月日	
遊漁料金	
有効期間	
交付場所	
発行年月日	
発行者	
天神川漁業協同組合	㊤

裏

注意事項
------

2及び3 略

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2及び3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成24年6月1日。ただし、第7条第2項の改正規定は、平成25年1月1日。